

令和6年度第2回港区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料一覧

資料1 令和7年度港区国民健康保険条例改正の概要

資料1－2 港区国民健康保険条例改正の趣旨と内容

資料1－3 港区国民健康保険条例新旧対照表 (略)

資料1－4 港区国民健康保険における保険料率等の推移

資料1－5 令和7年度 収入階層別保険料の比較(港区)

資料2 港区国民健康保険における年齢階層別医療費

資料2－2 令和6年度 所得階層別世帯数及び被保険者数(港区)

資料2－3 令和5年度 所得階層別世帯数及び被保険者数(港区)

資料2－4 過去5年間の基礎データ(港区)

参考資料(1) 国民健康保険財政の仕組み

参考資料(2) 令和7年度 国民健康保険料率算定の仕組み

参考資料(3) 特別区における独自激変緩和割合の推移

資料3 令和7年度組織改正について

令和 7 年度 港区国民健康保険条例改正の概要

1 令和7年度港区国民健康保険料率等の改正

(1)統一保険料方式

特別区の区域内では、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう、基準となる保険料率を共通基準として策定し、各区は条例で定める保険料率を共通基準に一致させて運用する統一保険料方式を行っています。

※港区の保険料率もこの方式で保険料率を定めています。

(2)法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置

被保険者が負担する賦課総額は、制度上保険給付の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込を除く）の総額としています。しかし、平成30年度の制度改正（広域化）時、国の激変緩和策とともに特別区においても独自の激変緩和を行うこととし、賦課総額の一部に公金を投入することとしました。

【特別区独自の激変緩和策の概要】

保険料を抑制するため、保険給付に必要な納付金の94%（残り6%は法定外（一般財源）繰入）を賦課総額として算定し、以後、この割合を95%、96%～100%まで、と毎年1%ずつ引き上げながら法定外繰入を段階的に解消しようと計画したもの（平成29年度区長会決定）。

しかし、その後の新型コロナウイルスの感染拡大や保険料急増等により、特例措置として保険料の据え置いた年度があり、法定外繰入の解消を計画通りに進めることができませんでした。新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着きを見せてきた令和6年度においては、法定外繰入の早期解消を図るために令和5年度の97.3%から0.7%引き上げ、当初目標から2年遅れの令和8年度で納付金の100%を賦課総額とする目標の達成を目指すこととしました。

令和7年度は、昨年度に引き続き、98%から1%引き上げ、99%としました。区長会では、納付金組入率100%も検討されましたが、令和3年度以降の保険料率の推移をみると、全体の傾向として上昇傾向となっているため、被保険者の負担軽減に配慮すべきと判断し、最終的に99%で決定したものです。

2 低所得世帯に対する被保険者均等割額を軽減する所得判定に係る基準の見直し

均等割額5割軽減世帯、2割軽減世帯の所得判定に使用している世帯の総所得金額等を算出する場合の被保険者数に乗ずる金額を引き上げます。

- ・5割軽減の対象世帯：被保険者数の数に乗ずべき金額を30.5万円（現行：29.5万）に引上げ
- ・2割軽減の対象世帯：被保険者数の数に乗ずべき金額を56万円（現行：54.5万）に引上げ

基礎分＆後期支援金分		令和6年度(現行) (独自激変緩和) 基礎分93.5% 後期分98.0%	令和7年度(今回諮問) (独自激変緩和) 基礎分99.0% 後期分99.0%	【参考】令和7年度(負担抑制をしない場合) (独自激変緩和) 100%
賦課割合 (所得割:均等割)		64:36	65:35	64:36
保 険 料 率 等	所得割率	11.49%	10.40%	12.03%
	基礎分	8.69%	7.71%	8.38%
	後期支援金分	2.80%	2.69%	2.93%
	均等割額	65,600 円	64,100 円	68,000 円
	基礎分	49,100 円	47,300 円	50,100 円
	後期支援金分	16,500 円	16,800 円	17,900 円
	賦課限度額	890,000 円	920,000 円	920,000 円
	基礎分	650,000 円	660,000 円	660,000 円
	後期支援金分	240,000 円	260,000 円	260,000 円

介護納付金分		令和6年度 (独自激変緩和) 介護分98.0%	令和7年度(今回諮問) (独自激変緩和) 介護分99.0%	【参考】令和7年度(負担抑制をしない場合) (独自激変緩和) 100%
賦課割合 (所得割:均等割)		63:37	63:37	63:37
所得割率		2.36%	2.25%	2.43%
均等割額		16,500 円	16,600 円	17,400 円
賦課限度額		170,000 円	170,000 円	170,000 円

一人当たり保険料(基礎分)	135,647 円	131,859 円	138,823 円
一人当たり保険料(後期分)	46,008 円	47,818 円	50,542 円
一人当たり保険料(介護分)	44,383 円	44,723 円	46,665 円
40～64歳 一人当たり保険料 (基礎＋後期＋介護)	226,038 円	224,400 円	236,030 円
前年度比		-1,638 円	9,992 円
上記以外 一人当たり保険料 (基礎＋後期)	181,655 円	179,677 円	189,365 円
前年度比		-1,978 円	7,710 円

港区国民健康保険条例改正の趣旨と内容

1 改正の趣旨

令和7年2月17日に開催された特別区長会で、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」等の改正が了承されたこと及び国民健康保険法施行令等が一部改正されたことを踏まえ、港区国民健康保険条例の一部改正を行います。

- (1) 国民健康保険料率等の改正
- (2) 低所得世帯に対する被保険者均等割額を軽減する所得判定に係る基準の見直し

2 改正のポイント

(1) 国民健康保険料率等の改正

保険料の負担抑制

40歳～64歳1人当たり平均保険料 本来 236,030 円→負担抑制後 224,400 円

上記以外の1人当たり平均保険料 本来 189,365 円→負担抑制後 179,677 円

(2) 低所得世帯に対する被保険者均等割額を軽減する所得判定に係る基準の見直し

5割軽減の被保険者数に乗ずる金額 改正前 295,000 円→改正後 305,000 円

2割軽減の被保険者数に乗ずる金額 改正前 545,000 円→改正後 560,000 円

3 改正の内容

条文	条文の見出し	改正内容
第15条 の4 1号	基礎賦課額の 保険料率	基礎分（医療分）の保険料率を次のとおり改正します。 所得割（旧ただし書所得に対して乗じる料率） 「100分の8.69」→「100分の7.71」 均等割（世帯員に均等に賦課する金額） 「49,100円」→「47,300円」
第15条 の8	基礎賦課限度 額	基礎賦課の限度額を次のとおり改正します。 65万円→66万円

第 15 条 の 12	後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	後期高齢者支援金分の保険料率を次のとおり改正します。 所得割 「100 分の 2.80」 → 「100 分の 2.69」 所得割の賦課割合 「100 分の 64」 → 「100 分の 65」 均等割 「16,500 円」 → 「16,800 円」 均等割の賦課割合 「100 分の 36」 → 「100 分の 35」
第 15 条 の 16	後期高齢者支援金等賦課限度額	後期高齢者支援金等賦課限度額を次のとおり改正します。 24 万円 → 26 万円
第 16 条 の 4	介護納付金賦課額の保険料率	介護納付金分の保険料率を次のとおり改正します。 所得割 「100 分の 2.36」 → 「100 分の 2.25」 均等割 「16,500 円」 → 「16,600 円」
第 19 条 の 2	低所得者の保険料の減額	基礎分の減額後の賦課限度額を次のとおり改正します。 「65 万円」 → 「66 万円」 後期高齢者支援金分の減額後の賦課限度額を次のとおり改正します。 「24 万円」 → 「26 万円」 保険料均等割額の 7 割軽減額を次のとおり改正します。 基礎分（医療分） 「34,370 円」 → 「33,110 円」 後期高齢者支援金分 「11,550 円」 → 「11,760 円」 介護納付金分 「11,550 円」 → 「11,620 円」 5 割軽減世帯の総所得金額等減額判定基準を次のとおり改正します。 「基礎控除額 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 29.5 万円 × 被保険者数」 以下 → 「基礎控除額 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 30.5 万円 × 被保険者数」 以下 保険料均等割額の 5 割軽減額を次のとおり改正します。 基礎分（医療分） 「24,550 円」 → 「23,650 円」 後期高齢者支援金分 「8,250 円」 → 「8,400 円」 介護納付金分 「8,250 円」 → 「8,300 円」

		2割軽減世帯の総所得金額等減額判定基準を次のとおり改正します。 「基礎控除額 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 54.5 万円 × 被保険者数」以下 → 「基礎控除額 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 56 万円 × 被保険者数」以下 保険料均等割額の 2 割軽減額を次のとおり改正します。 基礎分（医療分） 「9,820 円」 → 「9,460 円」 後期高齢者支援金分 「3,300 円」 → 「3,360 円」 介護納付金分 「3,300 円」 → 「3,320 円」
第 19 条の 4	未就学児の被保険者均等割額の軽減	被保険者に係る基礎分（医療分）の未就学児一人についての軽減額を次のとおり改正します。 7 割軽減世帯 「7,365 円」 → 「7,095 円」 5 割軽減世帯 「12,275 円」 → 「11,825 円」 2 割軽減世帯 「19,640 円」 → 「18,920 円」 上記以外の世帯 「24,550 円」 → 「23,650 円」 被保険者に係る後期高齢者支援金分の未就学児一人についての軽減額を次のとおり改正します。 7 割軽減世帯 「2,475 円」 → 「2,520 円」 5 割軽減世帯 「4,125 円」 → 「4,200 円」 2 割軽減世帯 「6,600 円」 → 「6,720 円」 上記以外の世帯 「8,250 円」 → 「8,400 円」
付則	施行期日	1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
付則	経過措置	2 この条例による改正後の第 15 条の 4、第 15 条の 8、第 15 条の 12、第 15 条の 16、第 16 条の 4、第 19 条の 2 及び第 19 条の 4 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

港区国民健康保険における保険料率等の推移

資料1－4

区 分		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
一 般 被 保 険 者 数		47,327人	48,394人	49,179人	49,953人	51,811人
基礎分	賦 課 総 額	6,240百万円	6,564百万円	5,795百万円	5,926百万円	5,916百万円
	賦課割合(所得割:均等割)	64:36	64:36	62:38	64:36	66:34
	料保 率 除	所 得 割	7.71%	8.69%	7.17%	7.16%
		均 等 割	47,300 円	49,100 円	45,000 円	42,100 円
	賦 課 限 度 額	66万円	65万円	65万円	65万円	63万円
	1人当たり保険料	131,859 円	135,647 円	117,851 円	118,627 円	113,435 円
後期高齢者支 援金分	賦 課 総 額	2,262百万円	2,226百万円	1,953百万円	1,862百万円	1,945百万円
	賦課割合(所得割:均等割)	65:35	64:36	62:38	65:35	65:35
	料保 率 除	所 得 割	2.69%	2.80%	2.42%	2.28%
		均 等 割	16,800 円	16,500 円	15,100 円	13,200 円
	賦 課 限 度 額	26万円	24万円	22万円	20万円	19万円
	1人当たり保険料	47,818 円	46,008 円	39,723 円	37,270 円	37,293 円
介護納付金 分	第2号被保険者数	20,187人	20,633人	20,895人	21,209人	21,662人
	賦 課 総 額	902百万円	915百万円	861百万円	886百万円	946百万円
	賦課割合(所得割:均等割)	63:37	63:37	61:39	60:40	61:39
	料保 率 除	所 得 割	2.25%	2.36%	2.07%	2.02%
		均 等 割	16,600 円	16,500 円	16,200 円	16,600 円
	賦 課 限 度 額	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
	1人当たり保険料	44,723 円	44,383 円	41,211 円	41,790 円	43,401 円
40～64歳1人当たり保険料 (基礎+後期+介護)		224,400 円	226,038 円	198,785 円	197,687 円	194,129 円
前年度との金額比較		-1,638 円	27,253 円	1,098 円	3,558 円	1,108 円
前年度との率比較		-0.72%	13.71%	0.56%	1.83%	0.57%
上記以外1人当たり保険料 (基礎+後期)		179,677 円	181,655 円	157,574 円	155,897 円	150,728 円
前年度との金額比較		-1,978 円	24,081 円	1,677 円	5,169 円	-4,595 円
前年度との率比較		-1%	15%	1.08%	3.43%	-2.96%

※介護納付金分は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳)のみ対象。

資料 1 - 5

その1

令和7年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 年金収入 世帯主65歳1人世帯の場合 】
 〔基礎分+後期高齢者支援金分〕〔介護分無〕

年金収入		令和7年度 A	令和6年度 B	増減額 A-B	増減率 $C=(A-B)/B$
7割軽減世帯 100万円	基礎分+後期分	世帯当たり 円 19,230	世帯当たり 円 19,680	円 -450	-2.29%
7割軽減世帯 153万円	基礎分+後期分	19,230	19,680	-450	-2.29%
2割軽減世帯 200万円	基礎分+後期分	100,160	106,483	-6,323	-5.94%
300万円	基礎分+後期分	216,980	234,503	-17,523	-7.47%
400万円	基礎分+後期分	302,779	329,295	-26,516	-8.05%
500万円	基礎分+後期分	390,139	425,811	-35,672	-8.38%
600万円	基礎分+後期分	478,539	523,476	-44,937	-8.58%
700万円	基礎分+後期分	566,939	621,141	-54,202	-8.73%
800万円	基礎分+後期分	658,459	722,253	-63,794	-8.83%
900万円	基礎分+後期分	757,259	831,408	-74,149	-8.92%

※ 表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分(均等割額47,300円・所得割率7.71%) + 後期高齢者支援金分(均等割額16,800円・所得割率2.69%)で試算

その2

令和7年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 年金収入 2人世帯の場合 】
 【世帯主（65歳、介護分無）＋配偶者（65歳・収入無、介護分無）】

年金収入		令和7年度 A	令和6年度 B	増減額 A-B	増減率 C=(A-B)/B
7割軽減世帯 100万円	基礎分＋後期分	世帯当たり 円 38,460	世帯当たり 円 39,360	円 -900	-2.29%
7割軽減世帯 153万円	基礎分＋後期分	38,460	39,360	-900	-2.29%
5割軽減世帯 200万円	基礎分＋後期分	112,980	119,603	-6,623	-5.54%
300万円	基礎分＋後期分	281,080	300,103	-19,023	-6.34%
400万円	基礎分＋後期分	366,879	394,895	-28,016	-7.09%
500万円	基礎分＋後期分	454,239	491,411	-37,172	-7.56%
600万円	基礎分＋後期分	542,639	589,076	-46,437	-7.88%
700万円	基礎分＋後期分	631,039	686,741	-55,702	-8.11%
800万円	基礎分＋後期分	722,559	787,853	-65,294	-8.29%
900万円	基礎分＋後期分	821,359	869,620	-48,261	-5.55%

※ 表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分(均等割額47,300円・所得割率7.71%)＋後期高齢者支援金分(均等割額16,800円・所得割率2.69%)で試算

令和7年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 給与収入 世帯主40歳1人世帯の場合 】
 【基礎分＋後期高齢者支援金分＋介護支援金分】

給与収入		令和7年度 A	令和6年度 B	増減額 A-B	増減率 C=(A-B)/B
7割軽減世帯 98万円	基礎分＋後期分	世帯当たり 円 19,230	世帯当たり 円 19,680	円 -450	-2.29%
	介護分	4,980	4,950	30	0.61%
	合 計	24,210	24,630	-420	-1.71%
5割軽減世帯 100万円	基礎分＋後期分	34,130	35,098	-968	-2.76%
	介護分	8,750	8,722	28	0.32%
	合 計	42,880	43,820	-940	-2.15%
200万円	基礎分＋後期分	156,660	167,861	-11,201	-6.67%
	介護分	36,625	37,504	-879	-2.34%
	合 計	193,285	205,365	-12,080	-5.88%
300万円	基礎分＋後期分	229,460	248,291	-18,831	-7.58%
	介護分	52,375	54,024	-1,649	-3.05%
	合 計	281,835	302,315	-20,480	-6.77%
400万円	基礎分＋後期分	306,420	333,317	-26,897	-8.07%
	介護分	69,025	71,488	-2,463	-3.45%
	合 計	375,445	404,805	-29,360	-7.25%
500万円	基礎分＋後期分	389,620	425,237	-35,617	-8.38%
	介護分	87,025	90,368	-3,343	-3.70%
	合 計	476,645	515,605	-38,960	-7.56%
600万円	基礎分＋後期分	472,820	517,157	-44,337	-8.57%
	介護分	105,025	109,248	-4,223	-3.87%
	合 計	577,845	626,405	-48,560	-7.75%
700万円	基礎分＋後期分	560,180	613,673	-53,493	-8.72%
	介護分	123,925	129,072	-5,147	-3.99%
	合 計	684,105	742,745	-58,640	-7.90%
800万円	基礎分＋後期分	653,780	717,083	-63,303	-8.83%
	介護分	144,175	150,312	-6,137	-4.08%
	合 計	797,955	867,395	-69,440	-8.01%
900万円	基礎分＋後期分	752,580	826,238	-73,658	-8.91%
	介護分	165,550	170,000	-4,450	-2.62%
	合 計	918,130	996,238	-78,108	-7.84%

※ 表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分(均等割額47,300円・所得割率7.71%)＋後期高齢者支援金分(均等割額16,800円・所得割率2.69%)＋介護納付金分(均等割額16,600円・所得割率2.25%)で試算

その4

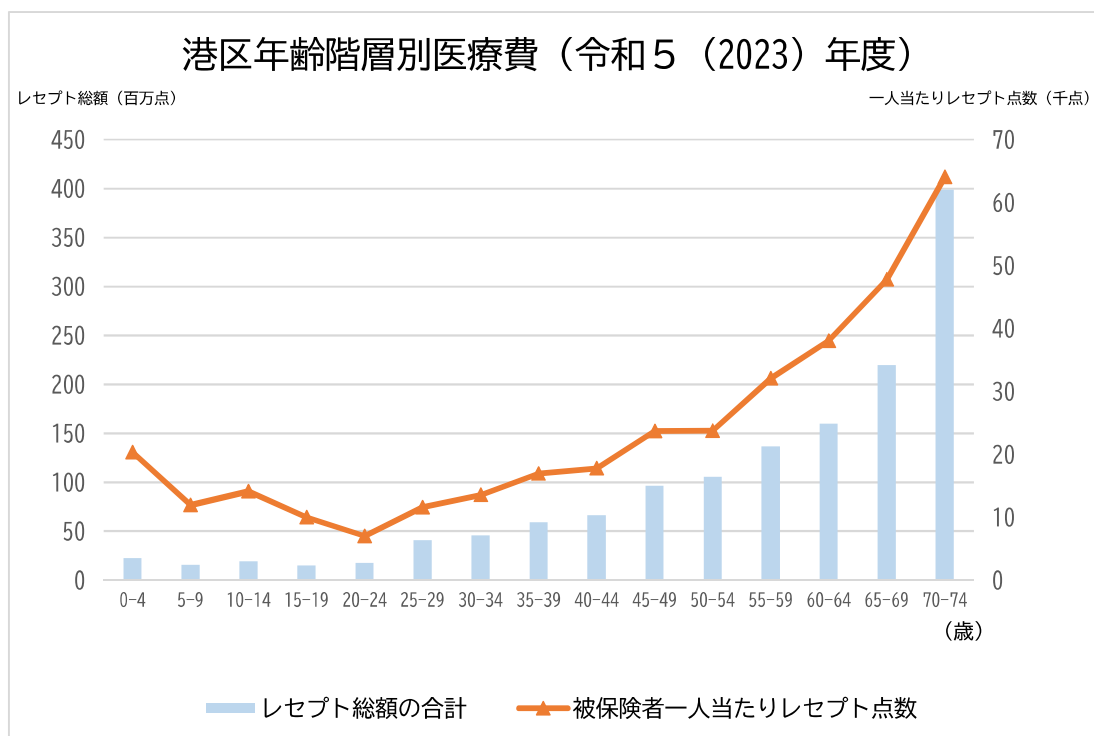
令和7年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 給与収入 3人世帯の場合（未就学児均等割軽減） 】
 〔世帯主（40歳、介護分有）＋配偶者（40歳、収入無、介護分有）
 ＋未就学児（5歳、収入無）〕

給与収入		令和7年度 A	令和6年度 B	増減額 A-B	増減率 C=(A-B)/B
7割軽減世帯 98万円	基礎分＋後期分	世帯当たり 円 48,075	世帯当たり 円 49,200	円 -1,125	-2.29%
	介護分	9,960	9,900	60	0.61%
	合 計	58,035	59,100	-1,065	-1.80%
5割軽減世帯 100万円	基礎分＋後期分	82,205	84,298	-2,093	-2.48%
	介護分	17,050	16,972	78	0.46%
	合 計	99,255	101,270	-2,015	-1.99%
軽減世帯 200万円	基礎分＋後期分	5割軽減世帯 172,685	2割軽減世帯 233,461	-60,776	-26.03%
	介護分	36,625	47,404	-10,779	-22.74%
	合 計	209,310	280,865	-71,555	-25.48%
2割軽減世帯 300万円	基礎分＋後期分	293,560	313,891	-20,331	-6.48%
	介護分	62,335	63,924	-1,589	-2.49%
	合 計	355,895	377,815	-21,920	-5.80%
400万円	基礎分＋後期分	402,570	431,717	-29,147	-6.75%
	介護分	85,625	87,988	-2,363	-2.69%
	合 計	488,195	519,705	-31,510	-6.06%
500万円	基礎分＋後期分	485,770	523,637	-37,867	-7.23%
	介護分	103,625	106,868	-3,243	-3.03%
	合 計	589,395	630,505	-41,110	-6.52%
600万円	基礎分＋後期分	568,970	615,557	-46,587	-7.57%
	介護分	121,625	125,748	-4,123	-3.28%
	合 計	690,595	741,305	-50,710	-6.84%
700万円	基礎分＋後期分	656,330	712,073	-55,743	-7.83%
	介護分	140,525	145,572	-5,047	-3.47%
	合 計	796,855	857,645	-60,790	-7.09%
800万円	基礎分＋後期分	749,930	815,483	-65,553	-8.04%
	介護分	160,775	166,812	-6,037	-3.62%
	合 計	910,705	982,295	-71,590	-7.29%
900万円	基礎分＋後期分	843,530	875,210	-31,680	-3.62%
	介護分	170,000	170,000	0	0.00%
	合 計	1,013,530	1,045,210	-31,680	-3.03%

※ 表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分（均等割額47,300円・所得割率7.71%）＋後期高齢者支援金分（均等割額16,800円・所得割率2.69%）＋介護納付金分（均等割額16,600円・所得割率2.25%）で試算

港区国民健康保険における年齢階層別医療費



港区年齢階層別医療費（令和5（2023）年度）

年齢	被保険者数（人）	医療費（円）	一人当たり医療費（円）
0-4	1,100	223,552,380	203,229
5-9	1,300	154,906,000	119,158
10-14	1,358	191,567,850	141,066
15-19	1,497	149,321,440	99,747
20-24	2,525	177,197,610	70,177
25-29	3,520	408,265,630	115,985
30-34	3,367	456,556,350	135,597
35-39	3,492	591,051,600	169,259
40-44	3,722	661,645,360	177,766
45-49	4,069	964,182,630	236,958
50-54	4,444	1,054,693,810	237,330
55-59	4,258	1,364,411,350	320,435
60-64	4,201	1,598,182,820	380,429
65-69	4,600	2,196,533,560	477,507
70-74	6,225	3,988,073,580	640,654
合 計	49,678	14,180,141,970	285,441

※医療費を年齢階層別にみると年齢とともに高くなる傾向にあります。

資料 2 - 2

令和 6 年度 港区国民健康保険における所得階層別世帯数及び被保険者数

当初賦課算定時（令和 6 年 6 月 2 日時点）

旧ただし書所得	被保険者数		世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯
0	22,982	47.00%	18,885	16,145	1,789	623	266	48	12	2	0	0	0
～100万	7,525	15.00%	5,856	4,677	840	227	83	22	6	0	0	1	0
～200万	5,334	11.00%	4,176	3,322	651	131	51	16	3	1	1	0	0
～300万	3,286	7.00%	2,432	1,828	429	115	49	8	2	1	0	0	0
～400万	1,912	4.00%	1,382	1,013	253	80	28	7	1	0	0	0	0
～500万	1,381	3.00%	925	613	210	70	23	8	1	0	0	0	0
～600万	963	2.00%	633	411	144	54	18	6	0	0	0	0	0
～700万	781	2.00%	479	290	115	42	28	2	1	1	0	0	0
～800万	516	1.00%	327	200	84	29	9	5	0	0	0	0	0
～900万	453	1.00%	281	177	58	30	12	2	2	0	0	0	0
900万超	4,144	8.00%	2,270	1,199	564	290	159	44	8	5	1	0	0
合 計	49,277	100.00%	37,646	29,875	5,137	1,691	726	168	36	10	2	1	0

※旧ただし書所得とは、前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額などの合計から基礎控除（43万円）を除いた額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

資料 2 - 3

令和 5 年度 港区国民健康保険における所得階層別世帯数及び被保険者数

当初賦課算定時（令和 5 年 6 月 4 日時点）

旧ただし書所得	被保険者数		世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上
0	23,247	47.00%	19,064	16,253	1,853	628	262	54	12	2	0	0	0
～100万	8,008	16.00%	6,188	4,884	950	232	92	23	6	0	0	1	0
～200万	5,401	11.00%	4,145	3,210	705	163	51	11	2	3	0	0	0
～300万	3,377	7.00%	2,434	1,773	470	119	58	10	3	1	0	0	0
～400万	1,962	4.00%	1,367	947	290	91	33	6	0	0	0	0	0
～500万	1,335	3.00%	881	577	205	59	31	7	2	0	0	0	0
～600万	972	2.00%	613	386	136	58	26	6	1	0	0	0	0
～700万	730	1.00%	452	285	90	54	16	5	1	0	1	0	0
～800万	500	1.00%	330	219	71	25	12	2	1	0	0	0	0
～900万	484	1.00%	292	168	79	25	17	3	0	0	0	0	0
900万超	3,913	8.00%	2,095	1,073	514	287	169	41	8	2	1	0	0
合 計	49,929	100.00%	37,861	29,775	5,363	1,741	767	168	36	8	2	1	0

※旧ただし書所得とは、前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額などの合計から基礎控除（43万円）を除いた額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

過去5年間の基礎データ

(加入者数、均等割額7割、5割、2割減額世帯、資格証発行件数、短期証発行件数、
分納相談件数(分納件数)、滞納者世帯数、差押え件数、保険料減免件数の推移)

1 加入者数

(年度末現在)

年度 区分		元	2	3	4	5
加入世帯数		世帯 39,620 (19,602)	世帯 38,341 (19,125)	世帯 37,528 (18,752)	世帯 37,467 (18,474)	世帯 37,183 (18,284)
加入者数	一般被保険者数	人 53,597 (22,003)	人 51,616 (21,418)	人 50,066 (21,005)	人 49,445 (20,636)	人 48,736 (20,392)
	退職被保険者数	3 (0)	0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)
	計	53,600 (22,003)	51,616 (21,418)	50,066 (21,005)	49,445 (20,636)	48,736 (20,392)

※()内は、介護第2号被保険者を含む世帯又はその被保険者数で内数。

2 均等割額7割、5割、2割減額世帯(条例第19条の2関係)

(年度末現在)

年度 区分		元	2	3	4	5
全世帯数		39,620	38,341	37,528	37,467	37,183
7割		14,413	13,492	14,201	15,167	15,331
		36.38%	35.19%	37.84%	40.48%	41.23%
5割		3,001	3,294	3,124	2,938	2,843
		7.57%	8.59%	8.32%	7.84%	7.65%
2割		2,356	2,326	2,246	2,103	2,049
		5.95%	6.07%	5.98%	5.61%	5.51%
計		19,770	19,112	19,571	20,208	20,223
		49.90%	49.85%	52.15%	53.94%	54.39%

3 資格証発行件数

(年度末現在)

	元	2	3	4	5
資格証	105	47	56	39	66

※各年度末の発行世帯数を計上。

4 短期証発行件数

(年度末現在)

	元	2	3	4	5
短期証	6	1	6	2	0

※各年度末の発行世帯数を計上。

5 分納相談件数(分納件数)

(年度末現在)

	元	2	3	4	5
世帯数	1,932	891	387	545	919

※各年度末の分納誓約世帯数を計上。

6 滞納者世帯数

(年度末現在)

	元	2	3	4	5
滞納世帯数	12,822	10,576	9,955	10,451	10,366
全世帯数※	51,049	49,244	48,142	48,708	48,597
滞納世帯割合	25.12%	21.48%	20.68%	21.46%	21.33%

※各年度末の世帯数に各年度中喪失世帯数を足し上げたものを計上

7 差押え件数

(年度末現在)

	元	2	3	4	5
件数	364	178	130	151	157

8 保険料減免件数

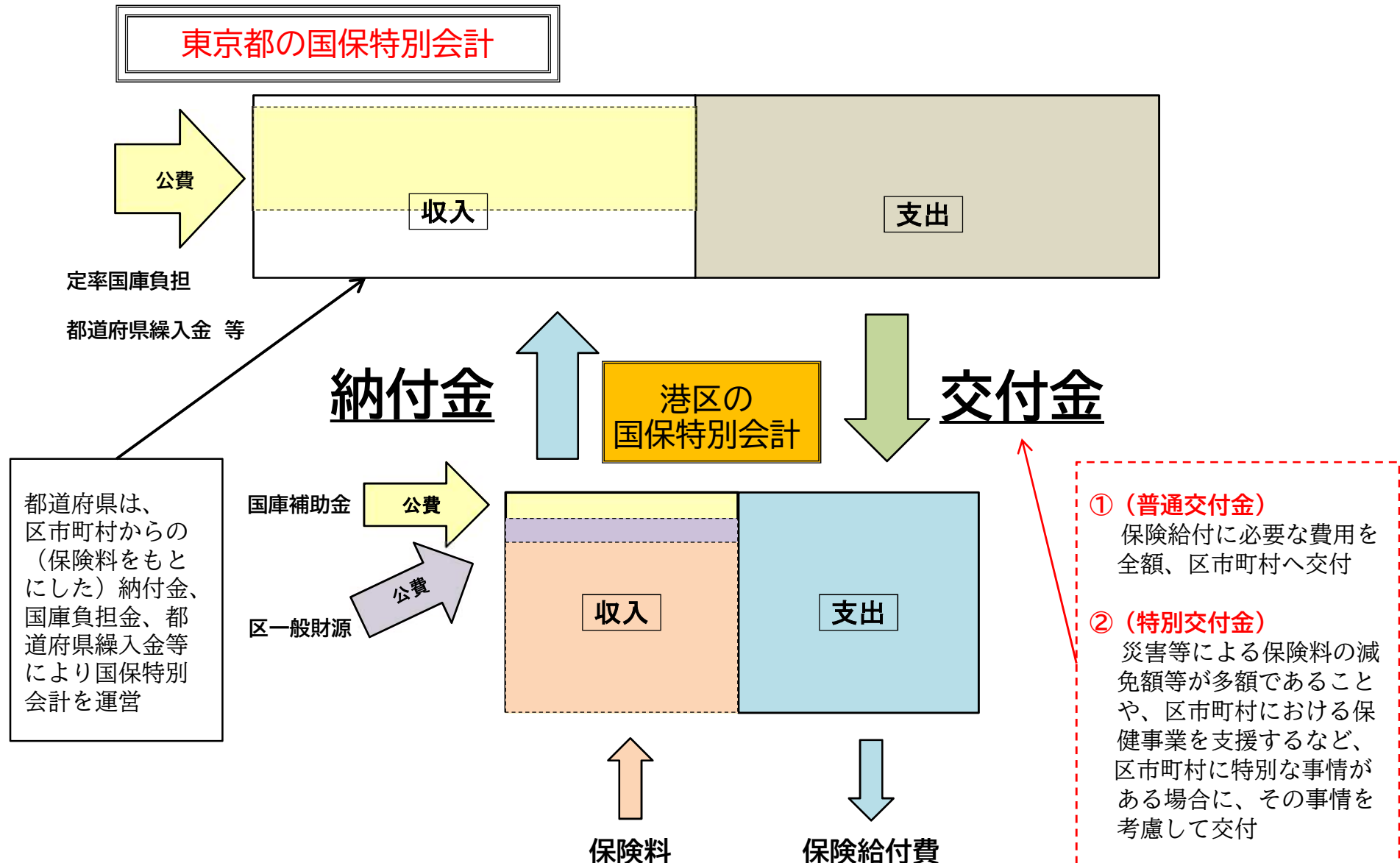
(年度末現在)

		元	2	3	4	5
一般減免	件 数	35	20	22	27	19
	事 由	在監33、特別事情2	在監18、特別事情2	在監20、特別事情2	在監25、特別事情2	在監17、特別事情2
東日本大震災	件 数	0	2	1	0	2
	事 由	—	旧緊急時避難準備区域2	旧緊急時避難準備区域2	—	旧緊急時避難準備区域2

*東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者のみが対象。

国民健康保険財政の仕組み

参考資料（１）



令和７年度 国民健康保険料率算定の仕組み

１ 保険料算定の仕組み

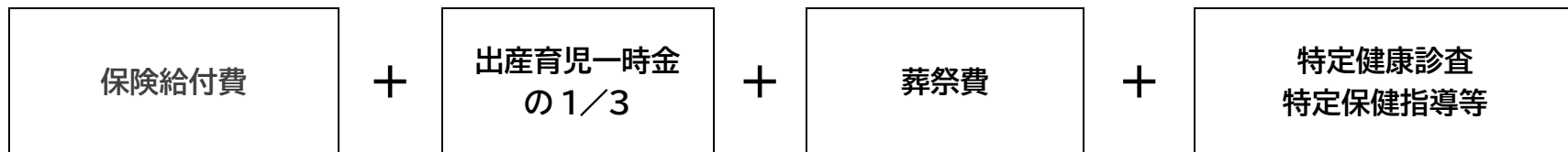
- （１）国民健康保険料は、世帯ごとに算出されます。
- （２）所得に応じて算定される所得割部分と世帯員数に応じて算定される均等割があり、その割合は特別区基準（案）では 58:42 です。
- （３）さらに、所得割と均等割それぞれに、医療費給付に充てる基礎分、後期高齢者医療制度の支援に充てる支援金分、介護保険の支援に充てる介護納付金分に分かれています。

令和７年度特別区基準国民健康保険料率（案）

	所得割（58）	均等割（42）
基礎分（医療費給付）	所得× 7. 7 1 %	4 7, 3 0 0 円
後期高齢者支援金分	所得× 2. 6 9 %	1 6, 8 0 0 円
介護納付金分	所得× 2. 2 5 %	1 6, 6 0 0 円

２ 国民健康保険料率算定の仕組み

特別区の「一般被保険者保険料（基礎分）の見込額（＝賦課総額）」の算定方法は、下図のとおりです。



この合計額から、特定財源（特別交付金や法定内繰入金）等を減算した額が 賦課総額 となります。

令和６年度は、本来 9 8. 0 %に引き上げる予定であった独自激変緩和割合を 9 3. 5 %に据え置くための法定外繰入により、合計で約 1 0 3 億円の法定外繰入を行い、保険料負担の抑制を図りました。

3 納付金制度 参考資料（１）

国保制度改革により、各区は被保険者から保険料を徴収し、国民健康保険事業の財政運営の責任主体となる東京都に対して、事業運営に必要な納付金を納付することとされました。

4 保険料水準の統一化

【国民健康保険の保険料水準の統一化】：都内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料となること。

現在、国においては国民健康保険事業の広域化・標準化が進められており、将来的に保険料水準の統一（同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準）を目指すこととしています。

（１）各都道府県における保険料水準の統一に向けた課題は次のとおりです。

① 医療費水準に関する課題

- ・将来にわたる医療費適正化インセンティブの確保
- ・医療費水準の平準化（現状：納付金算定に医療費水準を反映させている。）

② 保険料算定方法に関する課題

- ・保険料算定方式や賦課割合の統一化

③ 各市町村の取組に関する課題

- ・保険料収納率の格差
- ・保健事業費等の基準額の統一化
- ・地方単独事業の整理
- ・市町村事務の広域化、標準化、効率化

（２）東京都の方針としては、地域間の格差が未だ大きいことから保険料水準の完全統一の前に、令和１２年度に向けて納付金での統一を目指すこととしています。

5 特別区における独自激変緩和措置解消までのロードマップについて

本来であれば、東京都から毎年度示される納付金の総額を被保険者数で割り返すことにより、一人当たりの保険料が算出されますが、平成３０年度の国保制度改革（都道府県単位への国民健康保険事業の再編成）による納付金制度（※）の導入に伴う保険料負担急増を回避するために、特別区では、国の激変緩和措置期間（６年間）にあわせ、納付金全額ではなく、その９４％のみを賦課総額に組み入れ、原則１％ずつ引き上げていく「独自激変緩和措置」を実施してきました。参考資料（３）

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大や保険料急増等により、計画通りに保険料の引き上げを進めることができず、令和５年度の保険料においては、独自激変緩和割合を９７．３％に設定し、更に基礎分に対して追加で一般財源を投入して算定を行う結果となりました。

こうした現状を踏まえ、改めて**通常の保険料算定(納付金の１００％を賦課総額とする)**を目指すため、令和６年度以降の保険料算定におけるロードマップを再検討した結果、国保制度改革に伴う現行のロードマップを延長し、令和８年度達成を目指すこととされました。

６ 特別区における所得割額の基準保険料率について

特別区においては、基礎分（医療分）と後期高齢者支援金分の所得割額の保険料率は区長会で特別区全体の基準保険料率案を決定し、介護納付金分の所得割額の保険料率は、区ごとの所得水準の格差を理由に各区で決定していました。しかし、令和６年度の保険料率の算定に当たって、保険料水準の統一化の進捗が図られる中で改めて各区の介護納付金分の所得割額を算出したところ、介護納付金に大きく影響を与えるほどの所得水準による格差が見られなかったこと、また、今後、都内保険料水準の統一を目指していくことを踏まえ、見直すこととしました。

その結果、基礎分（医療分）と後期高齢者支援金分の所得割額の保険料率と同様に介護納付金分についても特別区での基準保険料率案を定めることとし、令和６年度の特別区統一の基準保険料率（令和６年度：２．３６％）が示され、基準保険料率の適用時期については、今後、都内保険料水準の統一を目指していくことに鑑み、令和８年度までを経過措置期間として、各区で判断することとされました。

港区においては、令和５年１１月３０日時点の港区の実際の被保険者の所得等を踏まえたシミュレーションで算出した一人当たりの保険料と、港区独自の所得割額の保険料率「２．３５％を適用した保険料との差額は（６７円（年間））でした。令和８年度までに、都内保険料水準の統一を目指していくことも踏まえ、特別区統一基準保険料率を採用することとしました。

補足） 令和６年度保険料の増要因について

令和６年度の国民健康保険料の増については、次のことが主な要因です。なお、子ども子育て支援金に関する給付については、令和８年度の保険料から徴収するものとされており、令和６年度の保険料算定には影響していません。

- ・医療の高度化、高齢化に伴う医療給付費の増加
- ・後期高齢者支援金の増
- ・令和３・４年度に取り崩した財政安定化基金の積立金分の増加
- ・これまで特別区独自の激変緩和措置として、新型コロナウイルスの感染拡大の期間中に抑制してきた保険料の正常化を図ったため。

特別区における独自激変緩和割合の推移

参考資料（3）

【特別区独自激変緩和割合】

区分	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
当初計画			100.0%	99.0%	98.0%	97.0%	96.0%	95.0%	94.0%
令和3年度分 保険料率算定時		100.0%	99.0%	98.6%	97.3%	96.0%	96.0%	95.0%	94.0%
令和4年度分 保険料率算定時					基礎分92.3% 後期分97.3% 介護分97.3%	96.0%	96.0%	95.0%	94.0%
令和5年度分 保険料率算定時				基礎分90.3% 後期分97.3% 介護分97.3%	基礎分92.3% 後期分97.3% 介護分97.3%	96.0%	96.0%	95.0%	94.0%
令和6年度分 保険料率算定時			基礎分93.5% 後期分98.0% 介護分98.0%	基礎分90.3% 後期分97.3% 介護分97.3%	基礎分92.3% 後期分97.3% 介護分97.3%	96.0%	96.0%	95.0%	94.0%
令和7年度分 保険料率算定時	100.0%	99.0%	基礎分93.5% 後期分98.0% 介護分98.0%	基礎分90.3% 後期分97.3% 介護分97.3%	基礎分92.3% 後期分97.3% 介護分97.3%	96.0%	96.0%	95.0%	94.0%

【都内診療費の推移】

（単位：円）

	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
一人当たり診療費推移 ※出典：東京都資料		377,135	387,289	365,469	356,801	349,254	318,554	326,037	316,794
		▲2.62%	5.97%	2.43%	2.16%	9.64%	▲2.30%	2.92%	—

※令和6年度及び令和7年度は推計

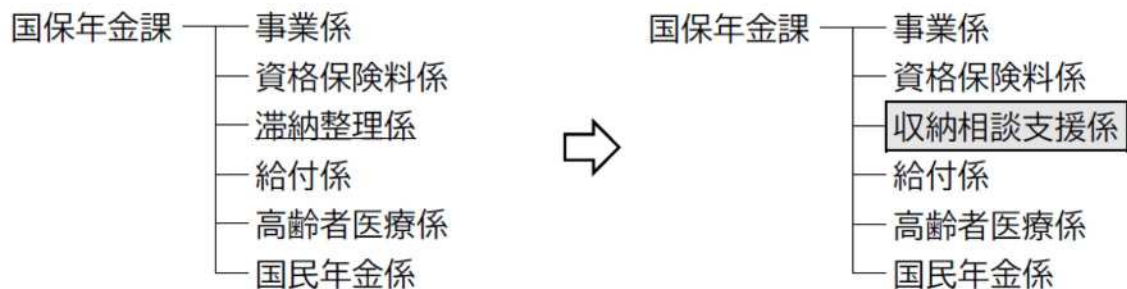
令和7年2月25日

令和7年度組織改正について

国民健康保険料の滞納被保険者世帯への支援体制を充実させるため、保険料の賦課から差押に至るまでの業務を一貫して担うことができる体制を整備するとともに、新たに国民健康保険料の滞納整理に係る専門的な「催告・納付相談」業務を委託により実施することで、令和7年度以降の収納体制及び滞納被保険者世帯に対する相談支援体制の強化を図ります。

1 組織図

催告・納付相談を通じた被保険者への支援を強化することに伴い、区民の分かりやすさ等に鑑み、滞納整理係を収納相談支援係に再編します。



2 相談支援等業務委託について

国民健康保険料未納者の中でも特に対処困難と判断される案件について、未納者の生活再建への支援及び効率的な滞納処分の推進を図るため、弁護士へ業務委託することで相談支援体制の充実を図ります。

(1) 弁護士による納付相談会の開催

一斉賦課の時期に合わせ、弁護士による納付相談会を実施します。国民健康保険料に関する専門的な納付相談に対応し、適切なアドバイス等を行いながら、滞納被保険者の生活再建に向けた支援を行います。

(2) 債権取立業務

港区が実施した債権回収において、職員による取立が困難な事案について、民事訴訟等により取立を行う業務を委託します。

3 実施時期

令和7年4月1日